（一般勘定）

重要な会計方針

1．運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。

なお、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係が明確である活動を除く管理部門の活動については、期間進行基準を採用しております。

2．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3年～18年
車両運搬具	5年
工具器具備品	3年～15年

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3．賞与に係る引当金及び見積額の計上基準

役職員に対して支給する賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、引当金を計上しておりません。

行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額は、当期末の引当外賞与見積額から前期末の引当外賞与見積額を控除した額を計上しております。

4．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

国との交流人事による出向職員であり国に復帰することが予定されており、当センターから退職手当を支給しないことが国家公務員退職手当法第7条の2及び同施行令第9条の2第124号等において明らかな職員については、退職給付に係る引当金を計上しておりません。

上記以外の職員については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金を計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額については、当期末の退職給付見積額から前期末の退職給付見積額を控除した額を計上しております。

5．民事法律扶助事業の立替金に係る会計処理の特例

総合法律支援法施行規則第15条の規定に基づき、民事法律扶助業務において、報酬等を運営費交付金を財源として立て替えたことにより取得した立替金債権については、これを取得した時点においては、当該立替えに係る金額に相当する額を資産見返運営費交付金として計上し、当該立替金債権の貸倒償却に要する費用が発生した時点においては、当該費用に相当する額を資産見返運営費交付金戻入として収益に振り替え、当該立替金債権の償還を受けた時点においては、資産見返運営費交付金を運営費交付金債務に振り替えております。

6．貸倒引当金の計上基準

将来の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

7．たな卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による低価法を採用しております。

8．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当期末日の直物為替相場により円に換算し、換算差額は損益として処理しております。

9．行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

政府出資から生ずる機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成29年3月末利回りを参考に、0.065％で計算しております。

10．リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

11．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

重要な会計方針の変更

運営費交付金収益の計上基準については、前期まで費用進行基準を採用しておりましたが、独立行政法人会計基準等の改訂に伴い、当期より業務達成基準を採用しております。なお、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係が明確である活動を除く管理部門の活動については、期間進行基準を採用しております。これにより、前期と同一の方法によった場合と比べて、経常利益及び当期純利益が、それぞれ66,225,885円増加しております。なお、行政サービス実施コストに与える影響はありません。

（一般勘定）

注記事項

1．区分経理関係

総合法律支援法第43条に基づき、同法第30条第1項第6号及び第9号の業務並びにこれらに附帯する業務に係る経理（国選弁護人確保業務等勘定）と、その他の業務に係る経理（一般勘定）とに区分して整理しております。

2．貸借対照表関係

⑴　引当外賞与引当金の見積額に関する注記

運営費交付金で財源措置されている職員の賞与引当金の見積額は、321,896,784円であります。

⑵　引当外退職給付引当金の見積額に関する注記

国との交流人事による出向職員であり国に復帰することが予定されており、当センターから退職手当を支給しないことが国家公務員退職手当法第7条の2及び同施行令第9条の2第124号等において明らかな職員並びに運営費交付金で財源措置されている職員の退職給付引当金の見積額は、2,112,580,496円であります。

⑶　資産除去債務に関する注記

①　当該資産除去債務の概要

事務所の不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務であります。

②　当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該契約の契約期間及び建物附属設備の耐用年数（3～18年）をもとに見積り、取得価額に対応する除去費用の実績率を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

③　当期における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	187,321,442円
有形固定資産の取得に伴う増加額	523,346円
時の経過による調整額	3,131,752円
資産除去債務の履行による減少額	596,929円
期末残高	190,379,611円